

保護者 様

袋井市教育委員会子ども未来課長

新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きについて

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策について御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。この度の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和5年5月8日より、毎朝の検温報告等、保護者のみなさまにお願いしてきた対応については不要とさせていただきますが、引き続きお子さまの体調管理について御配慮いただきますようお願いいたします。

今後、お子さまが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、出席停止扱いとなります。その際の「手続き方法」についてお知らせしますので、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

【手続き方法】

○お子さまが新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を発症



○医療機関を受診・新型コロナウイルス感染症の診断



○保護者が園に新型コロナウイルス感染症に罹患したことを連絡し、別紙「（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表」（次頁参照）を受け取る。

・保護者が園に来園し受け取る。

・市のホームページから「経過観察表」をプリントアウトする。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日」



○「（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表」を家庭で記入する。

○出席停止期間が終了し、お子さまが登園する際に、「新型コロナウイルス感染症経過観察表」をお持ちください。

※登園するにあたり、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書は必要ありません。

※出席停止期間の「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状で感染の診断が出た場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを出席停止期間とします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用について御配慮願います。

担当 子ども企画係

電話 86-5511

(インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症) 経過観察表

それぞれの感染症に関する出席停止期間は下記の通りです。

○インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

体調確認のため下記の体温記録表に体温を記入してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

袋井市立 学校 ・ 園 年 組 氏名：

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

体温	発症日		1 日目		2 日目		3 日目		4 日目		5 日目		6 日目		7 日目		8 日目	
月 日	/		/		/		/		/		/		/		/		/	
	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
体温℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40℃																		
39℃																		
38℃																		
37℃																		
36℃																		

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症ともに、この日までは必ず出席停止となります

インフルエンザの場合
解熱の目安

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日とします。

学校長・園長 様

上記の通り出席停止期間を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名